

他に死刑に處せらるべきの罪は、父母を撃つもの、また之を誣ふもの、人を拐帶したるもの、姦淫を犯すもの、偶像を拜するもの、偽の預言者、安息日を破るもの及び神を激すものなり、放肆にして背悖る子の父母に訴へられて有罪たるを証明せらるゝ時もまた死刑に處せらるゝなり、官吏に逆ひ、強て之に抵抗して止めざるものも亦同じ刑に處せらるゝなり、

死刑執行法にしてヘブル人の特有とも見るべきは石にて擊殺する事なり、是れ通常の執行法にして、死刑は多くはこの法を以てせり、之を執行するには証人を要す、斯るものを殺すには証人まづその手を之に加へ、然る後に民みなその手を加ふべし、「申十七〇七」時としては偶像禮拜者を罰するに劍を以てせることありき、嘗てモーセは人々に劍を取らしめ、營中に入りて三千人を殺さしめたることありき、

罪人を木に懸くるの刑も亦行はれたれども、是は木に懸て殺すにはあらず、死したる後之を木に懸くるを云ふ、モーセ曰「人もし死にあたる罪を犯して死刑に遇ふことありて汝これを木に懸て曝す時は翌朝までその体を木の上に留おくべからず必ずこれをその日の中に埋むべし、そは木に懸らるゝものはエホバに誣はるゝ者なればなり」申廿一〇廿二廿三、ダビデがイシボセテを殺したる人々を先づ少者に命して殺さしめ、後之をヘブロンの池の上に懸けたり、ベルシヤに行はれたる刑は生ながら之を木に懸けて殺したるものなれば大にヘブル人の刑とは異なれるものなり、

死刑執行の權は官吏に屬せども、殺人罪の場合に於いては殺害されたる人の最近の親屬之を執行するの權を與へらる、誤て人を殺したるもの、逃遁邑に逃るゝ時は保護せらるゝを得、而して後に正當の審判を

受け、若し故意に殺したるを發見せらるゝ場合には、殺害されたるもの、最近の親屬に殺され、罪なき時は、其邑に留り、祭司の長の死ぬるまで、邑を出つるを得ず、若し邑を出てたる時に、仇打するものに殺さるゝとも殺したるものに罪なし、祭司の長の死したる後に至らば、彼は安全にして、其家に歸るを得。

本章を終るに臨て、十字架の刑を略述すべし、此刑は羅馬國の刑にして、奴隸に加ふべきものなれば、自由なる羅馬人の受くべきものにあらず、然れども、特別に之を辱しめんとするの場合に限り、之を自由の人に加ふるにあり、十字架に釘るに先ちて、之を鞭撻するを例となす、然れども、キリストの十字架に釘らるゝに先ちて、受けたる様々の侮辱は、決して通常の刑にはあらず、單に兵卒の殘酷を示したるものに外ならず、十字架は、單に十文字に縦横の二本の木材を交叉したるものにして、鞭撻さ

れたる罪人は、其体力の及はん限り、刑場に之を自ら負ひ行ざるべからず、刑場に達するや、其衣服を剝取り、其兩手を伸し、之を釘にて木に打付け、足をも重ねて釘付にす、罪人は十字架の上にて、苦みつゝ、三四日を経るも、落命せざるものあり、イエスの即日死したるをピラトの怪めるも、自然なり、是の如きは、例外の事なり、罪人の死体を、其儘に十字架に懸け置くは、羅馬人の常例なりしが、ユダヤ人を處刑するの場合には、モーセの律法の精神に従て、日没前に之を取下せり、然れども、日没前には、罪人の落命するものなきを以て、己むを得ず、其脛を折らざるを得ず、兵卒のイエスに與へたる醋は、渴を醫するの飲物なり、然れども、没薬を混したる酒は、苦痛を緩むるの用に供せらるゝ、イエス之を飲まざりしは、苦痛を避けんとし、給ふの意なかりしが、爲ならん、鎗を以て、其脇を刺したるは、其死を確めんが爲にして、決して通常の場合に行ふ所にあらざるなり。

第廿一章 祭司職

如何なる宗教にても祭司職の存せざるはなし、其名稱異なりと雖も神と人との中間に立て中保の職を行ふものは皆祭司なりと云ふを得べし、アブラハムの時代には至高き神の祭司メルキセデクありき、モセの義父エテロはミデアンの祭司なりき、其他エジプト、ペルシヤ、ローマ等の宗教にも皆祭司職の存するを見ざるはなし、祭司職の宗教に欠くべからざるや明かなり

ヘブル人の祭司はレビの支派より擧げられたり、エホバ云ひ給はく「汝レビ人を取りてイスラエルの子孫の中なる諸の首出子に代へまたレビ人の家畜を取て彼等の家畜に代よレビ人はわが所有とならん我はエホバなり」民三〇四十五故にエホバはレビの支派よりアロンと其子

等を擧げて祭司職に就せ給へり、其職に上るの儀式は極めて嚴肅にして、會衆をこどく集會の幕屋の門に呼び集め、アロンを會衆の前に出たし、先づ彼を洗ひ潔む、祭司の水にて潔めらるゝの儀式は弘く行はれたるものにして、エジプトの祭司は日に二度己れを潔めキリシヤ、ロマにも之に類する習慣行はれたり、アロン水にて潔められたる後聖き衣服を纏へり、先づ裏衣をつけ其上に帯を束ぬ、此帯は麻の擦糸および青紫、紅の糸をもて織りたるものにして、是れ單に粧飾の爲にはあらずして奉事するに便なり、またエホデをつくエホデは金、青紫、紅の糸および麻の擦糸をもて製し、金の薄片に打ち展べ、剪りて縷となし、之を三色の糸と麻糸に和して織れるものなり、更に彼は胸牌をつけ、それにウリムとトンミムをつく、ウリムとは光の義にして、トンミムとは完全の義なり、胸牌の構造に付ては出三十九〇八以下を見よ、祭司は其首に頭帽

をかむれり是は威嚴を示さんが爲に王等のかむりしものなり其上に金の板の聖き前板をつけたり是は純金にて製し其上に「エホバは聖し」との文字を刻すアロンは其首に膏を注かれたり彼の爲に牡牛を屠りて罪祭となし其血を右の耳の端と右の手の大指と右の足の拇指とに塗り是は耳と手とを神に献ずるの表にして耳は神の聲を聞き足は神の奉事に働くものなり、

祭司職には祭司長の職と祭司職との區別ありアロンと其子等を聖別したるはアロンを祭司長となし其子等を祭司となさんが爲なり祭司長は一人なれども祭司は多し祭司は何人も皆同等の権理を有す祭司長はキリストの前表にして祭司は信者の前表なり祭司職に就くは當人の志願に依るにあらず全く神の召に依れり而して其職を行ふに方り己が智慧に依らず専ら神の命令に従はざるべからず、

アロンの職務を見るに二種に區別されたるが如し一は己れに關するもの他は人民に關するものなりアロンは人の中より選ばれたる祭司長なれば罪人の一人として己れの爲に贖をなし然る後人民の爲に中保の職を行へり即ち彼は先づ其職を行ふに先ちて罪祭として杜贖を献げたり或説によればアロンに贖を献すべしと命し給へる所以は彼をして其犯罪を悟らしめんが爲なりきと而して其犯罪とは即ちモーセの不在の際イスラエル人の爲に贖を造りて之を拜せしめたるを云ふ次にアロンは己が爲に燔祭を献すべしとの命を受く是は特別の罪の外に人民と共犯せる罪あるが爲なり彼れ己が爲に其贖をなしたる後人民の爲に其職を執れり、

アロンは先づ幕屋の門口に於て其職務を行ひ殺すべきは殺し焚くべきは焚き一々神の定め給へる所に従へり次にアロンは罪祭の血を携

へて至聖所に入れり、アロン幕屋より出て來れる時に彼は民を祝せり、同時にエホバの榮光すべての民に現はれ、また火エホバより出て、壇の上の燔祭と脂とを燬きつくし、民之を見て聲をあげて俯伏しぬ、火の下りしは其禮物のエホバに嘉納せられたるを示し、其聲を發したるは民の歡喜の情の現はれたるものなり、祭司職は高貴にして極めて神聖なると共に其責任も亦重大なり、故に祭司にして神命に違ひ其職を汚すことあらば嚴罰に處せらるゝを免れず、吾人は其實例をアロンの子ナダブとアビウに於て見るを得たり、之に關する聖書の記事左の如し、茲にアロンの子等なるナダブとアビウともに其火盤を取て火を之に入れ香を其上にもりて異火をエホバの前にさへげたり、是はエホバの命を給ひしものにあらざりしかば、火エホバより出て彼等をやきはらほせり、即ち彼等はエホバの前に死す。

せぬ、利十〇一二、神に事ふるに火を以てするは制定されたる規則にして、火は常に壇の上に断せず燃へしむべし、熄へしむへからず、同六〇十三とあるが如し、彼等エホバの前にさへげたる異火とは如何なるものなりしや、火には二つなしといへども、特別に聖別されざりし火を使用せしものと思はる、彼等はエホバの律法に違背したる刑罰として、火エホバより下りて彼等をほろぼしぬ、アロン其子等の死せるを見るも、不滿の情を色に表はす、ユダヤ人は其悲哀の情を表はすに衣を裂くの習慣なれども、祭司は之れをなすを禁せらる、故にアロンは唯黙したるのみ、祭司は神の爲に聖別せられて、其聖職を行ふべきものなれば、たとへ其周圍に如何なる事變起るとも、其職務を中止するを禁せらる、其勤務中帽を脱すべからず、また人の葬式に臨み、之を悲むを許されず、祭司の聖所にあるや、恰も武士の戰場に在るに異ならず、私を以て公を廢すべ

からず忍び難きの情を忍び非常の献身的精神を以て其職務を行ふべきを命せらる祭司は勤務中飲酒を禁せらる二人の殺されたる後エホバアロンに左の如く言ひ給へり曰汝も汝の子等も集會の幕屋に入る時には葡萄酒と濃酒を飲む勿れ恐らくは汝等死ん是は汝等が代々永く守るべき例たるべし斯くするは汝等か物の聖きと世間なるを分ち汚れたると潔淨とを分つことを得んため云々利十〇九十是れ二人の失敗は全く飲酒の結果なりしに因る。

第二十二章 犠牲及び禮物

神に犠牲を献するの習慣はヘブル人の特有にはあらずして殆んど人類一般の習慣なるが如し各國の歴史はいづれも之が實例を示さるはなし吾人は聖書の歴史に徴するにアベルよりモーセに至るまで數十年の間人々は皆エホバに祭壇を築き其上に犠牲を供したるを知る故に斯る習慣は決してモーセの時代に始りたるにはあらず然れども犠牲に關する詳細の律法制定せられ其意義の明瞭となりたるはモーセの時代なりとすユダヤ教は犠牲教とも云ふべきものにしてユダヤ教よりもし犠牲を取り除かばユダヤ教は存するを得ざるべしユダヤ教の精神は犠牲に存すユダヤ教を解せんと欲せば先づ犠牲を解せざるべからず今其犠牲に供すべき動物の如何なるものなりしやを研究

するに、其種類甚だ多くして、鳩の外は悉く家畜なりき、鳩と雖も亦人に飼養せられたることなきにあらず、今何故に犠牲を家畜のみに限りたる乎と云ふに、是は献する人々の撰擇に出でたるにあらず、全く神定の律法に基けり、神の家畜を要求し給へるは犠牲の意義中に財産と感情との犠牲の存するを知らしむるに在りき、自然に生育する物は何人の所有にもあらざれば、神之を要求し給はず、神に献すべき物は必ず人の所有たらざるべからず、是れ即ち財産の犠牲の意義を含む所以なり、感情の犠牲とは其家畜に對する所有者の愛情を犠牲とするの意なり、ヘブル人の習慣を見るに、家畜と牧者との間には親密なる愛情ありて、羊の如きは家族と同居するの例罕ならず、されと食しきものは惟自己の買ひて育てたる一の小き牝羔の外は何をも有ざりき、其牝羔彼および彼の子女と偕に生長ちかれの食物を食ひ、かれの椀に飲みまた

彼の懐に寝て彼には女子の如くなりき、(母後十二〇三)とあるを以て知るべし、主キリストの我は善牧者にして己の羊を識また己の羊に識らる(約十〇十四)と云ひ給へるが如きも、其親情の存するを示せるものなり、たとへ家畜にせよ己が家族の中に生育したるものに對して愛憐の情發生するは自然にして、之を祭壇に献するの場合には、他より買ひ求めたるものに對するが如く冷淡なる能はず、この愛憐の情をも忍んで之を献するは即ち感情の犠牲たる所以なり、犠牲に供せらるべき動物はまた潔きものたらざるべからず、潔き動物は所有者の最も貴重する所にして、食用に供せらるゝ必要の動物なり、潔き動物の種類につきては、次章に譲るべし、  
神は更に制限を立給ひて、野菜を食ふ動物の外は献することを許し給はざりき、野菜を食ふ動物は無罪を表し、他の生命を奪ふ肉食獸は掠奪

殺戮また壓制の精神を表すものなり。  
 犠牲に供せらるべき動物はヘブル人の生業を限定するに至れり。ヘブル人は神の羔なるキリストが其身を犠牲となして以て犠牲制度の目的を成就するに至るまでは牧畜と農業のみを其生業となせり。たとへば海岸に住居する者と雖も其田地を捨て水夫とはならず。エジプトやキリシヤの商人の印度若くはアラビヤに赴かんとてカナシの地を通過するとも、ヘブル人は商業的の人民とはならず。然るに現今のヘブル人の生業如何を見るに世界中に散在し居る者の中に、牧畜又は農業を營む者殆んど之あるを見ず。豈奇ならずや。貧者は鳩を献するの規定なり。鳩は棕櫚の木の繁茂せる處に棲息するものなれば、之を捕獲するに難からず。然るに曠野に於て如何にして之を捕獲したりしやと問ふものあれば、曠野にて神に献じたるも

のはエジプトを出づるの際携へ來れる者なり。何となれば牛羊が富者の財産たりしが如く、鳩は貧者の財産たればなり。モーセ人民に命じて曰われらの家畜もわれらごとくもに往くべし。一蹄も後にのこすべからず。そは我等其中を取りてわれらの神エホバに事ふべきが故なり。われら彼處にいたるまでは何をしてエホバに事ふべきかを知らざればなり。出十〇廿六。然らば貧者も亦其財産たる鳩を携へ出てたりしや疑ふべからず。  
 余は是より順序を追ふて燔祭素祭酬恩祭罪祭及び愆祭につきて其概略を説明すべし。  
 燔祭とは壇上に献じたるものを燻くより出たる名稱なり。先づ動物を殺し其血を祭壇の周圍に注ぎ皮を剥ぎ其肉を切斷し其首脂臟腑および足を水にて洗ひ後祭司之を壇上に燻きて燔祭即ち火祭となす。而し



て其皮を祭司に與ふ其献すべき動物は牡山羊、牝牛、羔羊にして當歳のものなり、また鳩を献することあり、動物は必ず牡のみを献するの規則なり、また必ず疵なきを要す、此祭の主意は献身を表するに在り、また間断なく献するの意を表せんが爲に一日二回之を献す、汝等がエホバに献ぐる火祭は是なり、則ち當歳の全たき羔羊二匹を日々に献げて、常燔祭となすべし、即ち一匹の羔羊を朝に献げ、一匹の羔羊を夕に献べし、(民廿八〇卅九、四十)燔祭として献せらるゝ動物の首に手を按くは、献ぐる者の罪を之に移すの意を示せるにて、之を贖罪となさんが爲なり、ベテラが汝曹贖はれて先祖より傳りたる徒しき行より離れしは、銀や金の如き壞るものに由るにあらず、疵なき汚れなき羔の如きキリストの寶血に由ることを知ればなり、彼前一〇十八、十九と云へるは燔祭の意義をキリストに應用したるものなり、動物の肉を切り其臟腑まで

も之を洗ひたるは内外共に聖潔なるべきを要求したるにて、凡て神に献せらるべきもの、必ず全体潔からんことを教へ給へるなり、素祭は血なきの禮物なり、其禮物は動物にはあらずして穀物なり、即ち麥粉に油をそゝぎ、其上に乳香を加ふ、油は橄欖の油にして動物の油を使用するを禁せらる、橄欖油はパレステナ地方に於ては食用に供せらる、乳香はアラビヤの産にして、美香を加ふるは聖き心より發する祈禱を表はせり、素祭の禮物には酵を入るゝを禁せらる、汝もし爐に燒たる物をもて素祭の禮物となさんとせば、麥粉に油を和て作れる無酵菓子および油を塗たる無酵煎餅を用ふべし、(利二〇四)酵の入りたるものは腐敗し易きものなれば、酵は道德上の不潔を表はせること、聖書に其例乏しからず、(太十六〇六、哥前五〇六、一八)素祭には必ず鹽を以て味をつ、素祭は神に對する親愛感謝及び敬虔を表すものなり

酬恩祭は感謝讚美の祭なり而して之を感謝願還及び自意の禮物の三つに區別せり感謝のために獻ぐる時は油を和たる無酵菓子と油をぬりたる無酵煎餅および麥粉に油をませて焼たる菓子と犠牲にあはせて獻するものなり其獻じたる犠牲の肉は其日の中に食ひ少しも翌朝まで貯ふるを得ず願還または自意の禮物を獻するの場合には其犠牲を獻じたる日に食ひ其殘餘をば翌朝食ふことを得然れども三日に至れば火にて焚かざるべからず三日に當りて其焚くべき肉を食はゞ有罪とせらる其肉もし汚穢たる物にふるゝことあらば食ふことを得ず身に汚穢ある人エホバに屬する酬恩祭の犠牲の肉を食ふ時は民の中より絶るべし犠牲の脂と胸とをエホバの前に擡て擡祭となし祭司は其脂を壇上に焚き其胸はアロンと其子等に與へられ其腿をも亦之に與ふイスラエル人が神の恩恵を感謝せんが爲に酬恩祭を行へる實例

少からずヒゼキアが偶像禮拜を亡ぼし真正の禮拜を回復するを得たる時に人民と共に酬恩祭を行へりまたマナセが捕虜より歸りたる時にも亦同じく酬恩祭を行へり、  
 罪祭は故意に發せざる罪の爲に贖をなす所の祭にしてエホバのモ―セに命じ給へる言は左の如し人もし誤てエホバの誠命に違ひて罪を犯しその爲すべからざることの一つを行ふことありまたもし膏を、かれし祭司罪を犯して民を罪に陥いるゝごとき事あらばその犯せる罪の爲に全き積の若きものを罪祭としてエホバに獻ぐべし利四〇二、三罪は其故意に出づると然らざるとに關せずエホバの前には必ず贖を要せざるはなし其間には輕重の別ありとは雖ごも共に贖なくんば罰せらるべき罪たるを免れず罪祭として獻すべきものは犢、羊、山羊、鷓鴣、雛、雉、なりき而して罪祭を要する罪として示されたるもの左の如

し証人として出でたる時眞實を陳べざる事汚れたる獸の死体また汚れたる昆蟲の死体及び人の汚に觸るゝ事証人として妄言を發すること等なり

愆祭も亦同じく罪の贖の爲に獻せらるゝ人もし過失をなし知らずしてエホバの聖物を干して罪を獲ることあらば汝の估價に依り聖所のシケルにしたがひて數シケルの銀にあたる全き牡羊を群の中より取りて衍の爲に之をエホバに携へ來たり衍祭となすべし「利五〇十五」エホバの聖物を干すとは神に禮物を獻すべき義務又は祭司に與ふべき義務等を怠るの謂にして全く怠慢若くは忘失より生ずる罪なりとす更に愆祭を獻すべき罪は左の如し即ちエホバに向ひて不信をなす事人の物をあつかり又は質を取り奪ひおきて然ることなしと云ふ事人を虐待する事人の落せしものを拾ひて然ることなしと云ふ事又は誓を

偽ること等なり若し是等の罪を行ひたる場合には愆祭を獻するに先ちて他人に加へたる損害を償ふべきを命せらるる旨に其原物を返還するのみならず之に五分の一を加へざるべからず是れ其悔改の精神を表す爲なり而して愆祭を獻する法則は罪祭の法則に異ならず「罪祭も愆祭も其例は一にして異ならず」利七〇七に記されたり、

第二十三章 潔き物と汚れたる物

へブル人の中には潔き物と汚れたる物との區別を設くること極めて嚴重にして日常の生活中に必ず之を嚴守せざるはなし而して禽獸及び昆虫に應用したる分類法は極めて精確にして今日の科學に照して之を見るも毫も其欠點あるを見ず今其分類の元則を左に掲記すべし

第一 獸畜に關する原則

獸畜の中に蹄の分れたるが上に反芻者を以て潔きものとなし之に反するものを汚れたるものとなせりたとへ蹄分れたるも反芻まざるものは潔きものにあらずまた反芻むとも蹄の分れざるものは潔きものにあらずこの元則に依りて不潔なるものと定められたるは駱駝山鼠兔及び猪等なり是等の中には蹄の分れて反芻まざるものあり反芻む

も蹄の分れざるものあり

第二 水族に關する原則

水中の物は海と河との別なくすべて翅と鱗を有するものは潔きものにして之れなきものは汚れたるものなり潔きものは食用に供せらるゝも汚れたるものは管に食ふべからざるのみならず其死体にさへも觸れなば汚さるゝを免れず

第三 鳥類に關する原則

食ふべからざるものとして示されたる種類を擧ぐれば左の如し即ち鵝黃鷹鴛鴦鷹の類鴉の類鴝鳥梟鷹雀鷹の類鶴鷓鴣白鳥鷓鴣大鷹鶴鷓鴣鷓鴣および蝙蝠なり

第四 昆虫に關する原則

羽翼ありて四爬に歩くものは潔からざるものなれども若しそれに飛

腿のあるもの即ち地に飛ぶものは汚れざるものなり蝗の類大蟴の類  
小蟴の類は食ふことを得

第五 旬行ものに關する原則

其汚れたる物として擧られたるは鼯鼠、ねすみ、大蜥蜴、蛤蚧、龍子、宮守、蛇、  
醫、蠅、蟻等なり、其他腹ばひするもの、四足にて歩むもの、多くの足あるもの  
は皆食するを禁せらる、

右の分類法に依れる潔きものは人間の食用として最も價値あるもの  
なり、勿論汚れたる物の中には一も食ふに足るものなしと云ふにはあ  
らざれども、之を潔きものに比すれば到底見るに足るものなし、へブル  
人の嚴守したるこの區別は學理上の區別と云はざるを得ず、

斯る區別をイスラエル人に嚴守せしめたる神の目的は彼等を異邦人  
と隔離せしむるに在り、彼等は將來の大事業即ち神の子の福音を世界

に宣傳する使命を帯びたるを以て預め特別の教育を之に施すの必要  
あり、故に先づ異邦人との交際に依りて國民の特質を失ふが如き危険を  
避けしめざるべからず、之を避くるの道は右の區別を嚴守せしむるよ  
り善きはなし人の交際に最も障害を與ふるは食物の一致を欠くこと  
なり、一人の好んで食するものを他人は之を不潔なりとせば、如何にし  
て食を共にして親情を煖むるを得んや、ユダヤ人は牛を食ふも、隣邦の  
エジプト人は管に之を食はざるのみならず、神として禮拜す一人の食  
物は他人の神なり、斯る場合に牛を食ふて相親むこと能はざるや、明か  
なり、故に他國の風に犯されざらんには交際を絶つを最も安全の道な  
りとす、フイニシヤ人は鷓鴣を食ひ、アラビヤ人は駱駝を食へり、而して  
イスラエル人は兩なから之を食ふを禁せらる、斯る異なれる習慣は彼  
等の交際を妨ぐるに至れり、

次に是の如きの區別はイスラエル人に道徳上の潔不潔を知らしむるに益あり此區別たるや單に儀式上の意義に止らず其中に道徳上の大教訓の存するあり聖潔と云へる高尚なる思想は宗教の樞要なる思想なり聖潔の思想はまた罪惡の思想と密着の關係を有す故に神はこの區別に依りて罪惡の憎むべきをも亦知らしめ給へり不潔なる物として示されたる動物は自然に人間の嫌惡する所のものなり例へば鳥の如きいたちの如き蛇の如き概して人の愛好せざる動物なり是等は食用に適せざるのみならず人の愛情を惹起すにも亦不適當なり是等は神の嫌惡する罪惡の表なれば之を食ふを禁じたるのみならず其死体にさへ觸るゝとを嚴禁せり、

神はこの區別によりて聖と不聖とを教へ且つ人民に聖からんことを命じ給へり曰我は汝等の神エホバなれば汝等其身をさよくせよさら

ば汝等さよきものとならん我聖ければ汝等は必ず地にはふところの匍行者をもて其身を汚すことをせざれ」利十一〇四十四是は直接に肉體に關して云へる事なれとも亦精神に關する意義をも包含すエホバの聖潔は肉體上の意義にはあらず其神徳を指せるものなりペテロは之が精神的の意義を示して左の如く云へり曰爾曹を召し給ふ聖さものに效ひて凡ての行を潔くすべしそは録して我潔ければ爾曹も潔くすべしとあればなり」彼前一〇五十六」

余はイスラエル人がこの律法を嚴守するより生ずる利益を陳べざるを得ず彼等は汚れたる物を食はず獨り其潔き物のみを食ひたるに依り其結果は彼等の長命となり繁殖とはなれりロンドン市衛生掛博士ギボン氏の報告に依ればロンドン府中のユダヤ人の壽命は他國人に比して二倍なりと英國の或る醫者の説に依ればユダヤ人の子女は他

國人の子女に比して死亡の割合少なしと英國の一都會の市街の北側にはユダヤ人のみ住居し、南側には英國人住居しけるが、其南北兩側の死亡の割合は北側に於ては千人中廿七人なりしに、南側に於ては千人中四十三人なり、ベルシヤ國にては千八百二十三年より同四十一年までの間の死亡割合を調査したることありしが、ユダヤ人は四十六人毎に毎年一人の死亡ありしに、他國人は三十四人毎に一人の死亡ありしを發見せり

子女の健康に關する調査に依れば、他國人の子女は百人中四十四人半は十四才の年齢に達するも、ユダヤ人の子女の其年齢に達するもの五十人あり、他國人にして七十才に達するもの百人中十二人なるも、ユダヤ人には二十人あり、佛國の醫師博士レビー氏の調査に依れば、他國人の壽命の平均廿六才なりしが、ユダヤ人の壽命平均は三十才なり、是れ

其律法を嚴守するの結果なり

更に爰に附記すべきは、身を潔むるの儀式なり、身を腐爛せしむる傾向のある一切の疾病は患者をして不潔のものたらしむ、癩病患者の如きは其著しき者なり、癩病に關しては既に記載したれば、更に此に繰返すの必要なかるべし、動物の死体を食ふもの、其死体に觸るもの、汚れたる家に入るもの、汚れたる人の床に觸るもの、は皆汚るを以て其身と衣服とを流はざるべからず、不潔なる瓦の器は凡て碎かざるべからず

子女を生むる婦も亦汚れたるものなり、男子を生むるものは七日汚れ、女子を生むるものは二七日汚る、然れども、金き成潔に達せんには、男子を生むるものは三十三日を経、女子を生むるものは六十六日を経るを要す、成潔の日に至るまでは、聖物に觸れ、また聖所に入るを禁せらる、而

して成潔の日満つるに及んで燔祭の爲に當歳の羔羊を取り罪祭の爲に雛き鶴あるひは鳩鳩を取りて献くるの例なり  
 人の死屍に捫るものは七日の間汚さる第三日と第七日に灰水を以て身を潔むるものは潔めらるゝも若し之をなさゝるものあらばイスラエルの中より斷るべし灰水とは牝牛の灰を以て製したるものなり之を汚穢を潔むる水と稱す天幕の内に死るものある時は天幕内にあるものは七日の間汚さる刀劍にて殺されたる者または死屍または人骨または墓に捫る者も七日の間汚さるべし身の潔き人は灰水に牛蔞草をひたし之を汚れたる人又は器物に注ぐ即ち第三日と第七日に之に注ぎ而して第七日には其人自ら身を潔めその衣服を洗ひ晩に及んで潔まることを得

第二十四章 國祭

古昔モーセの律法に依りて制定されたる國祭に三種あり申命記十六章十六節に曰「汝の中間の男は皆なんぢの神エホバの擇びたまふ處にて一年に三次即ち酔いれぬパンの節と七週の節と結茅の節とに於てエホバの前に出べし但し空手にてエホバの前に出べからず是等の國祭の國民的一致に與ふる感化力に就きては既に記載せるを以て此に單に其性質のみ叙述せん  
 第一は即ち踰越祭なり此に酔いれぬパンの節とあるものは是なり是れエホバエジプトの長子を撃んとし給へる時家の門口の兩旁の椽と鴨居に血の塗り居るを見て其家を逾越したる事實より此名出づまた七日間は酔いれぬパンを食するを以て別名を酔いれぬパンの節とも云



逾越祭はイスラエル人をエジプトの奴隷の境遇より救出したる事件に關して制定されたるを以て其大事件の記念祭とはなりぬ、一年の月の首即ちニサンの月の十日に家の父たるもの一個の羔羊を取り家族の少きものは隣家と相合して羔羊を取り殊に疵なき當歳のものを擇び、其月の十四日まで之を守り、其日の薄暮に之を屠り其血を家の門口の兩旁の概と鴨居に塗り其夜肉を火に焚て食ひ之と共に酔いれぬ、パンと苦菜を食ふ、其肉を生にても或は水に煮ても食ふことを許されず、必ず火にて炙かざるべからず、之を翌朝に残すを得ず残れるものは食はずして焼きつくさるべからず、之を食ふには腰をひきからげ、足に鞋を穿き、手に杖を取りて急ぎ食ふを例とす、後年に及んで之を守るの方法に多少の變更を來たしたり、幕屋の建てらるゝに及んで逾越の羔

を聖所にて屠り其血を祭司は壇に注ぐ事となせり、之を食ふの方法は後代に至るも變更したることなし、割禮を受けたる人は之を食ふの權あれども、外國の旅客又は傭人は之を食ふを得ず、金にて買はれたる僕は割禮を受くる時は食ふことを得たとへ割禮あるものと雖も、死体に觸れて身を汚したる場合には二月十四日に及んで逾越を守るを得、また旅行したるものも之に同じ、もし身も潔く征途にもあらざるものにして之を守らざる時は嚴刑に處せらる、ラビ等の説に依れば、婦人も亦之を食するを許されたりとも是非共之を守るべきの命令を受けしにあらざると云ふ、この節筵は七日間繼續し第一日と第七日は聖會の日なれば何等の業をもなさず七日間毎日祭司は燔祭として少き牡牛二匹、牡羊一匹、當歳の羔羊七匹を献ぐ、其他麥粉に油を和たるものを用ふ、また逾越祭には

任意の酬恩祭を献ぐるの習慣ありしが如し(代下卅五〇十三)

逾越祭の性質を考ふるに記念的と摸表的の兩性を有するもの、如し、即ち國民がエジプトより救出されたるを記念すると共に、更に高き意義を有する靈魂上の救済を表はせり、即ち羔の血は長子を亡すものを防ぎたるが如く、神の羔なるキリストの血は信するものを來らんとする淪沈より救ふの意を摸表的に示せるなり、パウロ曰く「夫われらの逾越すなはちキリストは既に宰れ給へりされば我儕舊き麴酵を用すまた惡毒と暴很の麴酵を用す眞實と至誠なる無酵麴を用ゐて節を守るべし」(哥前五〇七八)

節筵の第二日には穀物の初穂一束をエホバの前に携へ來り、之と共に羊を燔祭となし、また素祭と灌祭とを献ぐ、灌祭には酒を用ふ、初穂を献ぐるに先ちて人民は其年の收穫を食ふを許されず、エホバに献ぐる初

穂の一束をば熟したる大麥の束なり

第二は五旬節即ち「七週の節」と云へるもの是なり、七週の節と云ふは逾越祭の第三日即ち右に示されたる初穂一束を献する日より計算して七週に當るが故なり、即ち五十日目に當るを以て之を五旬節と云ふ「ベシテユステ」と云へる辭はギリシヤ語の五十の義なり、また更に之を收穫の節筵とも云ふ、是れ小麥と大麥の收穫の結了せるを祝ふの意より出づ、

逾越祭に於て初穂一束を献ぐるが如く、この祭に於ては二箇のパンを献ぐ、是れ麥粉にて酵をいれて焼けるものあり、之と共に祭司は當歳の全き羔七匹、少き牡牛一匹、牡山羊二匹を素祭および灌祭に合はせて献ぐ、其外罪祭として山羊一匹、酬恩祭として羔二匹を献ぐ、其日は聖會なるを以て業を爲すを禁せらる、是れ喜歡の節筵なるを以て民等は食を

共にしてエホバの前に樂むべきを命せらる。曰汝と汝の男子女子僕婢  
および汝の門の内に居るレビ人ならびに汝曹の中間に在る賓族と孤  
子と寡婦みなともに汝の神エホバの其名を置んとて選ばたまふ處に  
て汝の神エホバの前に樂むべし。申十六〇十一

第三は結茅の節なり。即ち第七月の十五日に始り、七日の間綴續し、首の  
日には聖會を開き、何の職業をもなさず、七日の間火祭をエホバに獻げ、  
第八日には聖會を開き、之を會の終結となす。首の日には棕櫚の枝、茂れ  
る樹の條、水楊の枝とを取りて、茅廬を作り、七日間其中に住むを例とす。  
是れエジプトよりカナンに到れる旅行を記念するの意なり。斯くする  
は我がイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せし時にこれを  
茅廬に住しめし事を汝等の代々の子孫に知しめんためなり。我は汝等  
の神エホバなり。利廿三〇四十三、七日の間獻ぐべき禮物に就きては細

かに民數記廿九章に掲記せられたり。毎日の禮物は殆んど同じくして、  
其異なる所は牡牛の數を毎日一匹づゝ減するに在り。第八日は既に正  
當の節、筵終はりたるものにして、此日には燔祭として牡牛一匹、牡羊一  
匹、羔七匹と素祭、灌祭を獻げ、罪祭として山羊一匹を獻ぐ。後代に及んで  
他の儀式加へらる。即ち節筵の繼續する間は祭司は毎朝水を汲んで酒  
と共に壇に灌ぐこと是なり。節筵の末の大日にイエス立て呼り曰ける  
は人もし渴ば我に來て飲とあるは第八日の儀式を見て之を心靈上の  
事に應用したるものなるべし。

後代に及んで以上の國祭の外にプリムの節筵加へらる。是はアタルの  
月の十四日と十五日に守らるゝものにして、ハマンの手よりユダヤ人  
の救出されたるを記念するものなり。是れユダヤ人に取て歡樂の日に  
して今日に至るも尙之を祝すると云ふ。この兩の日にユダヤ人その敵

に勝ちて休みこの月は彼等のために憂愁より喜樂にかはり悲哀より吉日にかはりたれば是等の日に酒宴をなして喜び互に物をやりとりして食しき者に施與をなすべし以士九〇廿二

また修殿節あり是はアンテオカス、エビファチスが神殿を汚したるが爲に再び之を潔めたるを記念の目的となす之を汚したるは紀元前百六十七年之を潔めたるは同百六十四年なり節筵は第九月の廿五日に始まり八日間繼續せり

第二十五章 神の幕屋及び器物

ヘブル人の信奉するエホバの神は在さる所なきの神なれば偶像の如くに一定の場處を以て其居所となし給はずと雖も自己を人間に顯示せんが爲に且つ自己を人間に禮拜せしめんが爲に人智未開の時代には時代相應の手段を用ゐざるを得ず是れエホバ己が爲に聖所を造くるべきをモーセに命じ給へる所以なり

聖書に記載されたる神の幕屋は其構造極めて簡短にして北南西の三方を圍み東は正面にして入口なり三方其高さ十キユビト東西の奥行三十キユビト幅十キユビトなり正面には五本の柱に懸られたる幕あり幕屋の内部は聖所と至聖所とに分たれ聖所は其廣さ二十キユビトに十キユビト至聖所は十キユビト立方なり幕屋の周圍即ち三方は幕

にして之を支ふるものは板なり一枚の板は長十キユピト濶一キユピトなり板毎に二つの樞をつくり彼此相交指せしむ南向の方に板二十枚北方の方にも同じく二十枚板の下には銀の座二つあり故に南北共に四十の座あり幕屋の後面即ち西向の方には板六枚を造り其兩の隅の爲に二枚を造り合せて八枚を造れり幕屋の三方共に横木五本づゝを設け板の真中の中間の横木は端より端に達す板には金を着せ金を以て環を造り横木をこれに貫き其横木にも金を着せたり幕は麻の撚糸にして青紫および紅なり其上に巧にケルビムを織出す一の幕の長は二十八キユピト濶は四キユピトなり幕の數は十五箇を互に連ね合はせ一聯の幕の邊に於てその聯絡處の端に青色の襷をつく其數五十あり金の環五十を送り之を以て幕を連ね合せて一の幕屋となす幕屋の蓋は山羊の毛を以て製し長さ三十キユピト濶四キユピトの幕を十

一を備ふ五つの幕を一に聯ね残り六つを一に聯ね第六の幕を幕屋の前に摺む一聯の幕の邊即ち聯絡處の端に襷五十をつけ銅の環五十を作り襷に環をかけて幕を聯ねて一となす天幕の餘れる半幕を幕屋の後に垂れしむまた赤く染たる牡山羊の皮をもて幕屋の蓋をつくり其上に猫の皮の蓋を施す幕屋の周圍には庭を設け其長百キユピト濶五十キユピトにして幕屋は庭の中央に設けらる庭の周圍も亦細布の幕にして南北共に二十の柱および二十の座を設け座は銅にて作り柱の鈎および桁は銀にて作る西は十の柱と同數の座を設け東の方には十五キユピトの幕を設け三の柱と三の座を備ふ庭の門の爲には青紫紅の線および麻の撚糸をもて織りたる二十キユピトの幔を設け四の柱と四の座あり庭の縦横共其の高さは五キユピトにして柱は銀の桁をもて績け其鈎も銀にして座は銅なり幕屋の器物を叙述するに當り

先つ至聖所より始むべし、至聖所には契約の櫃あり、長二キユビト半、闊一キユビト半、高も亦一キユビト半にして、合歡木を以て製す、之を蔽ふに純金を以てし、上の周圍に金の縁を造り、金の縁四つを鑄て其四の足につく、更に合歡木をもて杠を作り、これに金を着せ、其杠を櫃の邊旁にある環に差し入れて、之を昇くの便に供ふ、櫃の中には律法を藏む、櫃の上に純金をもて贖罪所を造り、其上に金製の二箇のケルビムを置く、即ち左右に置きて相對せしむ、ケルビムは翼を高く展べ、之を以て贖罪所を掩ふ、此處は即ち神の現はれ給ふ處なり、至聖所と幔を以て隔てられたる處は、即ち聖所なり、幔に近き所の北側には合歡木にて造りたる案あり、南側には金の燈臺あり、中間には香を焚く金の壇あり、案の長は二キユビト、其闊は一キユビト、其高は一キユビト半なり、純金を以て之を掩ひ、周圍に金の縁を造り、其四圍に掌寬の

邊をつくり、其邊の周圍に金の小縁を作り、其足の四隅に金の環四つを附し、之に杠を差入れて、昇くの便に供ふ、杠も合歡木にて造り、之に金を着す、更に皿匙杓および酒を灌ぐ所の罍を備ふ、皆純金にて之を製す、案の上には供前のパンを置き、六つ、積案ね其數十二あるを以て二累となす、淨き乳香を其累の上に置く、祭司は之を聖所にて食ふことを許さる、ガビデ及び其從者の飢たる際に食ひたるはこのパンなり、燈臺は純金にて造り、それには臺座あり、軸あり、勢あり、節あり、また花あり、枝は六ありて、左右に各三つを出し、其枝には巴旦杏の花の形せる三つの莖節および花あり、また七箇の燈臺、燈針と剪燈盤を純金にて造り、燈臺と此等の器物に造るに純金一タラントを要す、中間にある香を焚く壇は合歡木にて造り、其長さ一キユビト、其寬も一キユビト、其高三キユビトにて、四角ならしめ、上の四隅に角を作り、周圍

には金縁を附し兩面の金の縁の中に金の環二つを作り之に合歡木の  
杠を貫きて昇くの便に供ふ壇及び杠には金を着せ其上にてアロンは  
朝毎に馨しき香を焚けり、

幕屋の門の前には燔祭の壇あり其長五キユピト淵五キユピト高三キ  
ユピトにして四角なり四隅の上に角あり壇は合歡木にして銅を着せ  
たり之に使用するものは灰を受る壺火鍬鉢肉又および火鼎なり是等  
は皆銅製なり更に壇の爲には金網ありまた四隅に銅の環四つありて  
之に銅を着せたる杠を貫きて昇くの便に供ふ壇は板にて空に造らる  
壇の空なる所には民の營を張り居る際に土を滿せるものなりしと云  
ふ、

集會の天幕と其壇の間に洗盤をすゑ其中に水をいれアロンと其子等  
は手と足を洗ふの用に供す洗盤と其臺とは銅にて造らる彼等は集

會の幕屋に入る時に水をもて洗ふことをなして死をまぬかるべし亦  
壇に近きて其職をなし火祭をエホバの前に焚く時も然すべし即ち斯  
その手足を洗ひて死を免かるべし是は彼とその子孫の代々常に守る  
べき例なり「出卅〇廿廿一」

余は幕屋及び其中に在る器物を畧述せしが是等に依りて表はれたる  
宗教上の意義をも爰に簡短に叙述し以て「律法は來らんとする義事の  
影にして實の形にあらざる」を示さんと欲す、

幕屋は全体として考ふる時は地上に於ける神の住所なり神云ひ給へ  
り曰「彼等わが爲に聖所を作るべし我かれらの中に住まん」出二十五〇  
八神の眞の寶位は天上にあり然れども人の手にて造られたる有形の  
幕屋は人の手にて造られざる天上の幕屋の模表のみエダヤの祭司長  
は一年に一回嶺と山羊の血を携へて地上の至聖所に入り民の爲に罪

の贖を爲せり斯の如くキリストは「來らんとする嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋すなはち此世に屬る所の者ならぬ愈りたる大なる全き幕屋により羊積の血を用す已が血をもて一たび聖所に入て永遠贖をなすことを得たり」(來九〇十一、十二)

聖所にある燈臺は神より發する光を表はしたるものにして相對する案の上にあるパンと共にキリストの模表なりキリストは「我は光なり」  
「我は生命のパンなり」と云ひ給へり中間に在る金の壇即ち香を焚く壇は祈禱の模表なり黙示録に「此香は聖徒等の祈禱なり」(五〇八)と記されたり然れども祭司の焚く所の香は人間の爲に懇願し給へるキリストの祈禱を表はせり、

幕屋には屢エホバの榮光現はれ雲其上に止まり以てエホバの現存を示し給へり雲幕屋の上より昇る時はイスラエルの人々途に進み昇ら

ざる時は幾日なりとも途に就かずして滞在せり是れ雲はエホバの導を表したるが爲なり、



第二十六章 神殿

イスラエル人の曠野に旅行せし間は神の住所として幕屋を造り、到る處に之を携帶せしも、カナンに定住するに及んで、最早や幕屋の必要を感せざりしかば、一定の場所に神殿を建築せんことを望みしも、亦自然の事と云ふべし。神殿建築の希望を懷きたるは、ダビデ王なりき。王預言者ナタンに云ひけるは、「視よ、我は楡の家に住む。然とも神の楡は幔幕の中にあり。」(母後七〇二)と、而してダビデ之が爲に準備をなしたる時、彼エホバに左の如く云へり、「我等の神エホバよ、汝の聖名のために、汝に家を建んとて、我等が備へたる此衆多の物は、凡て汝の手より出つ、亦皆なんぢの所有なり。」(代上廿九〇十六)而してダビデの計畫に従て、エホバの爲に神殿を建築したるは、其子ソロモン王なりき。故に余は先づソロモンの建築したる神殿の概畧を叙述せん。

神殿の建立されたる地は、モリア山にして、エルサレムの東南部に在り、山上には建築の敷地に充つる程の平地なかりしかば、山を平坦にし、四方に墻壁を設け、其中央に神殿を建築せり、而して其設計は神の授け給へるものに基けり、之が建築に着手したるは、ソロモン王第四年二月なりき。其家は長六十キユビト、濶二十キユビト、高三十キユビト、拜殿の廊はその濶と同じく長二十キユビト、其濶十キユビト、家には格子ある窓を造り、其墻壁の四周に連接屋を建て、拜殿と神殿の墻壁の周圍を環らせり、又四周に旁房を造り、下層の連接屋は濶五キユビト、中層は六キユビト、第三層は七キユビトなり、中層の旁房の戸は家の右の方にあり、螺旋梯より、中層の房に升り、中層の房より、第三層の房にいたる、家の屋根は楡の椽と板となり、家の墻壁の裏面は楡の板なり、牀板は松なり、家の奥は至聖所にして、二十キユビトの室なり、墻壁と牀板とは共に楡を以

て造れり、拜殿は四十キエビトなり、神殿内の檜は瓠と咲る花を彫刻せり、至聖所は二十キエビト立方にして其内に契約の櫃を置けり、また橄欖の木にて二のケルビムを造り、其高十キエビト、其一の翼五キエビトなり、而して金を以てケルビムを蔽へり、神殿の入口には橄欖の木を以て之を作り、其扉の上にケルビムと棕櫚と咲る花の形を彫刻し、金を以て之を蔽へり、拜殿にも松の木にて造れる扉ありて其上にもケルビムと棕櫚と咲る花の彫刻あり、内部の器物の變更したるものを擧ぐれば、幕屋の中にありし五十キエビト四方にして高三キエビトの銅の壇を廢して、長二十キエビト、濶二十キエビト、高十キエビトの銅の壇を造れり、また洗盤の代りに海を鑄造り、其形圓くして周圍三十キエビト、直徑十キエビトあり、其下には牛の像ありて海の周圍を繞れり、海は十二の牛の上に立てり、東西南北に向て各三つの牛あり、牛の後はみな内にむかふ。

海の厚は手寬あり、その邊は百合花形にして杯の邊の如し、其容量三千パテを容るに足る、其外洗盤十箇を作り、左右に五箇をすゑ、物を洗ふの用に供す、海は祭司の身を洗ふ處なり、また金の燈台十を作り、左右に五を置き、更に案十を作りて拜殿の左右に五つゝを置けり、ソロモンの建築したる神の家は其竣工以後四百十七間を経て即ち紀元前五百八十八年カルデア人の破壊する所となれり、第二の神の家はゼルバベルの建築したる所なり、

ゼルバベルの建築したる神の家は紀元前五百八十八年を以て始まり、同五百十五年を以て落成を告ぐ、即ちソロモンの建築に係わる神殿の破壊後七十三年にして完成せり、吾人は其設計の詳細を知る能はず、雖とも高六十キエビト、濶六十キエビトなり、然れども是は外部の廣袤なれば、内部は之よりも狭く、至聖所及び聖所共に濶二十キエビトに過

ぎすと云ふケール氏の説に依れば濶六十キユビトの區分は左の如し、  
 内部の濶二十キユビト、左右の牆壁の厚各五キユビト、神殿の旁房の濶  
 各十キユビト、外部の牆壁各五キユビトなり、この合計は六十キユビト  
 なり、この神殿の基礎を置たる際にはすべての民大聲を發して歡呼し  
 たるも、以前の神殿を實見したる老人等は大聲を發して相突す、ハカイ  
 曰「なんぢら遣れるもの、中この殿の從前の榮光を見しものは誰ぞや  
 今これを如何に見るやかの殿にくらぶれば是は汝等の目に何もなき  
 が如く見ゆるにあらすや」哈二〇三然れども神の約束は有望なりき、「こ  
 の殿の後の榮光は從前の榮光より大ならんと萬軍のエホバいひたま  
 ふこの處においてわれ平康をあたへんとエホバいひたまふ」同二〇九、  
 此神殿中には契約の櫃なく唯之が代りに石を置き之に罪祭の血を灌  
 けり、燈臺も一個、案も亦一個のみ。

ヘロデは第二の神殿を以て満足せざりしかば、神殿再建の設計を立て、  
 之を以て己が永久の記念物たらしめんことを企てたり、然るにユダヤ  
 人はヘロデの計畫を聞くも、毫も歡ぶの色なく、甚だ不信任と冷淡とを  
 以て其計畫を聞き流せしのみ、是れヘロデが合在る神殿を取崩すとも  
 再建の方法なかるべしと思へるが爲なり、ヘロデも亦ユダヤ人の憂慮  
 の理なきにあらざるを知りしかば、再建に必要な材料を悉く準備す  
 るまでは神殿を取崩さるるを約束せり、彼は其約束を嚴守し、漸次に諸  
 の部分を新にし、殆んど取崩さすに之を新ならしむるを得たり、其構造  
 はソロモンの建築せしものに優れる程のものとはなれり、  
 神殿の外圍は四角にして、五百キユビトとなり、其内に數多の庭ありて、神  
 殿は高き地に建てらる、最外の庭は異邦人の庭と稱せられ、高き牆壁を  
 以て圍まる、四方に廊あり、三方の廊は二列なれども、南方のみは三列な

り屋根は檜にして彫刻を施し柱はコリント風にして大理石より成れり一箇の大理石にして高二十五キュビトに達す南方の中間の廊は濶四十五キュビト高百キュビトなり廊は何れも大理石を敷詰めたり東方の外廊をソロモンの廊と名く免銀者及び供物に要する動物を賣るものは異邦人の庭にあり此處より内に入らんとするには更に石造の牆壁を通らざるべからず然れども異邦人は其内に入ることを禁せらる此牆壁は四面共に高三キュビト其上に同一の距離を隔て柱ありギリシヤラテン及びヘブル語にて之より内に入る異邦人は死刑に處せらるべしとの語を記せり此を通過して十四の階段を昇れば平坦の處に達し更に五の階段を上げれば門に達す美門と稱するものは是なり其内には婦人の庭あり低き牆壁を隔てて神殿の四周にイスラエル人の庭あり更に内に入れば祭司の庭あり神殿は其中央に建てり祭司の外

の庭に入ることを得ず婦人の庭よりイスラエル人の庭に入るには二カノルの門ありこの庭の東南隅にはサンヒドリムの會議室あり神殿は祭司の庭より十二の階段を上りたる處にあり聖所の正面には其左右に突出たる高さ百キュビトの廊あり其廊の聖所の左右に突出づること左右各二十キュビトなり之が入口は濶二十五キュビト高さ七十キュビトなり廊を通りて聖所に達すれば其所に高さ五十五キュビト濶十六キュビトの入口あり聖所と至聖所との間にも前の入口の如き入口ありて刺繡を施したる帳を垂れたり聖所と至聖所との廣さはソロモンの神殿に異ならずと雖も其周圍に旁房を加ふる時は全体の濶は六十キュビト東より西にまでは廊と牆壁とを合して百キュビトに達す祭司の庭にある燔祭の壇は五十キュビト四方にして高さ十五キュビトあり是等の大建築は黄金を以て飾られたれば其華美壯觀實

に天下に冠たり土木を興してより四十六年を経たりし事は約翰二〇  
廿に記されたり以て其大工事たるを推知するに足る

第二十七章 ユダヤ人の會堂

新約聖書の讀者は屢ユダヤ人の會堂若くは單に「會堂」と云へる辭を  
發見せしならんこの會堂なるもの、起原性質につきては吾人は聖書  
より明白なる知識を得ること難しと雖も是はユダヤ國民の上には  
一方ならざる感化を及ぼしたるものなれば吾人は出來得べき限り之  
を知らんとを努めざるべからず主イエスキリストは屢會堂に於て教  
をなせりまた使徒等も外國に傳道せる時先づユダヤ人の會堂に入る  
を常となせりキリスト教傳播も大にユダヤ人の會堂に負へる所あり  
と云はざるべからず今其起元を尋ぬるに其說一定せずとは雖もユ  
ダヤ人はカルデア人の爲に其首府及び神殿を焚かれ其國の捕虜とな  
りて苦しき經驗をなしたる事は會堂の遠國なりしと云ふを得べしユ

ダヤ人は其經驗に由りて偶像崇拜の國家の滅亡の源因たるを知り捕虜より歸りて後敬虔なる人々は人民をして一層深くモーセの律法を學ばしむるの必要なるを感じ、この感情よりして、ダヤ人の會堂設置せらるゝに至れり、捕虜以前に於ては人民は預言者より一定の時に教を受くるを得たりしも、毎週何れの都會何れの村落に於ても律法を教へらるゝが如き組織的方法ありしことなかりき

會堂即ち「セナゴク」と云へる語は宗教の組織にもまた集會場にも適用せらる人民は元とは會堂の如き特別の集會場を設立せずして、人の居宅を之に充て若くは野外に集會せしが、後代に及んで會堂の必要なるを感じ、キリスト降世時代に及んではパレスチナの内外を問はず、ユダヤ人の居る所には必ず會堂の設あるに至れり、十人相會合すれば公拜を行ふことを得しと云へば、十人の少数にても正規の會堂を所有する

を得たり、會堂の構造は一般に聖所に模擬せるが如し、地位を高處に設け、民家の之を眼下に瞰下すを避く、若し斯る高處を發見し能はざる場合に於ては、屋根の上の高き棒の如きものを設け、以て容易に衆目に入らしむるの便に供ふ、人民の會堂に入るや、必ずエルサレムの方向に面して座し、入口に對する側即ちエルサレムに接する側には櫃を備へ、その中に預言者の書を藏む、櫃の正面には八つの枝ある燈ありて、大なる節筵の時にのみ點火す、更に垂下げたる燈ありて常に之に點火す、禮拜者の携帶する燈は安息日の始即ち金曜日の夕に之に點火するの例なり、會堂の中央に數人を坐せしむるに足る程の壇あり、壇の中央には書を載する講壇を設く、書を讀む人は此に起立す、教をなす時は坐するの風あり、低き處は即ち會衆の席にして、之を左右に別ち、男女を別々に坐せしむ、入

口に接して施濟金を入るゝの國あり是れ神殿に倣へるものなり節筵の際に使用する喇叭及び其他の樂器を藏むる箱あり聖書は卷物の狀に造られ裝飾を施したる箱に藏めらる會堂の高座は壇上にありて長老若くは高貴の人之に坐す即ちパリサイ人の坐せんと欲するはこの高座なりとす

會堂は一個の組織にしてサンヒドリュムの下に在りて地方の教務を辨理する會議とも云ふべきものなり會堂には宰あり集會を司るの役を帶ぶキリスト教會の牧師は之に擬せるものなり長老は人々を會堂より追出すの權を有す

捕房後へブル人はへブル語を解せざるに至りしかば讀者の傍に通譯者の並立するを必要となせり通譯は一定の人の專有する職務にはあらずして會衆中資格を有する人は何人たりとも之が任に當るを得

會堂には下等の任務を帶ぶる役者あり彼は會堂を掃除し燈を點し讀者に卷物を渡し其他一切の庶務を執りイエスナザレの會堂に於て書を捲き之を役者に與へたりとあるは是れなり

會堂にて執行せられたる儀式は讚美祈禱聖書朗讀説教等なり説教と云ふも一場の勸話に過ぎず讚美は詩篇を歌へるものなり其儀式も場合に應じて變化ありき祈禱終はりたる後會堂の役者は箱より律法の卷物を取出して會衆の前に其一部分を朗讀す最初はモーセの律法を三年に一同會堂にて朗讀し終はるものなりしが後代に至り五經を五十四部に區別し毎年一回之を朗讀し終はるの方法を設けたり預言者の書は第二の教訓として朗讀せられたり勸話は朗讀の次に來れり勸話をなすに甚だ自由なるものにして何人にも律法に熟達せる人は之を爲すの許可を與へらる最後に祝禱あり祭司之をなす祭司不在

の時には讀者之を行ひ會衆アーメンを唱ふ、  
 ユダヤ人の會堂がユダヤ人の宗教心の上に莫大なる感化力を有した  
 るは吾人の認識せざるを得ざる所なり、モーセ及び預言者の教を固守  
 するを得たるは全く此會堂の組織的教訓に因り、後代に於て人民多く  
 は虚禮に傾き、教の精神を離るゝに至りたるは甚だ惜むべきことなれ  
 ども、是は人心腐敗の結果にして、決して會堂組織の結果にはあらず、人  
 民の偶像教より遠ざかるを得たるの効は全く會堂組織の効に歸せず  
 んばあるべからず、而してこの組織たるや、曾にユダヤ教徒の上に感化  
 力を及ぼしたるに止らず、キリスト教徒の上にも亦少なからざる感化  
 を及ぼすを得たり、會堂は昔時の神の幕屋の如き、また其後の神殿の如  
 き到底他の處に於ては實行するを得ざる復雜なる儀式を有するもの  
 にはあらずして、全國到る處に設置せらるゝを得たるを以て、キリスト

教會の模範となり、之に由りて實に信者の信仰を養成するを得たるの  
 みならず、福音傳播上大に効果を奏するを得たり、



第二十八章 ユダヤの教派

舊約書中には教派なるもの一も記載され居らざりしも、新約書中にはパリサイ派とサドカイ派に就ては幾度となく記載せられ、兩教派共常に主イエスの敵たりしことを知る、其外更に一派あれども、新約書中には一度も記されたることなかりき、是即ちエセチース派と稱するものはなり、イエスに抵抗せるものの中にヘロデ黨と稱するものありしが、是はローマの政權を擴張せんとする純然たる政黨の類なれば、教派の中に加ふべからず

パリサイとは分離の義なり、其起原詳ならずと雖ども、バビロンの捕虜後間もなく起りたるものなりとの説あり、分離を以て名稱となせるはレビの律法上の一切の不潔より分離するの意に出づ、最初はモーセの

律法を守らんとする純然たる宗教的團體なりしが、次第に政治上の性質をも含み、國家の獨立隆運を熱望するに至りたれば、政教の兩性を兼有せる團體とはなれり、故にこの派は宗教の上よりも、また政治の上よりも國民の上に及ぼせる感化力莫大にして、一方に於ては律法の教師として之を解釋し、他方に於ては祭司長または王にすら反對するの言を吐くも、能く人民をして之を信用せしむるの勢力を保有せり、この派はモーセの律法を嚴守すると共に古よりの遺傳を重んじ、遂に遺傳を以て律法の上に置くに至れり、其儀式を重んずるよりして、次第に儀式の數を増加し、神の教に示されざる數多の煩はしき小儀式をも加ふるに至れり、

パリサイ派は神學説を以て其本色となしたるにはあらずと雖ども、律法及び預言者の教に示されたる善惡の神の使を文字通りに解釋して、

之が實在を信するに至れり、彼等はサドカイ派の説に反對して、神使の實在を信じ、また靈魂の不滅を信じ、更に肉體の復活をも信するに至れり、使徒パウロ議會の前に立て、人々兄弟よ、我はパリサイの人、またパリサイ人の子なり、死たる者の甦ることを望むに因て、我いま審る『徒廿三〇六』と、是れパリサイ人の信仰とキリスト教の信仰の一致を示せるものなり、ヨセフスの云ふ所に依れば、パリサイ人は各人の靈魂の不滅を信すれども、善人の靈魂のみ他の肉體に入るも、悪人の靈魂は永遠の刑罰に入るものとなせり、合法上の死を遂げたる人の靈魂は天上の最も聖なる處に昇り、後再び聖き肉體に宿るも、己が手を以て自殺したる人の靈魂は陰府の幽暗裏に入る、彼等は更に神意の動がすべからざるを信すれども、之と同時に人間の意志の自由をも信じたれば、神の万事を預定したるを認識すると同時に、罪の原因を神に歸するが如き説を執ら

ざりき

キリスト降世時代のパリサイ人の道徳上の状態は吾人之を新約書中に發見するを得べし、彼等はモーセの位に坐し、人民を教ゆるの重大なる責任を有するにも拘はらず、自らは高慢と偽善とに流れ、その佩經を輻濶し、其衣の裾を大にしました、筵席の上、座會堂の高座、市上の問安人々よりラビ々々と稱られんことを好む、また『婆娑の家を吞いつはりて長き祈をなし』、『薄荷苗、香馬芹の十分の一を取納て、律法の最も重き義と仁と信とを行はず、杯と盤の外を潔して、内には貪慾と淫慾とを充せり』、『白く塗りたる墓に似り、外は美しく見れども、内には骸骨と諸の汚穢にて充つ』、彼等は實に『替者なる相』なりき、彼等の中にはニコデモの如き、アリマタヤのヨセフの如きものありしも、是は極めて稀なる事にして、この二人は實に泥中の蓮なりき。

サドカイの語の出所明かならず是れ正義と云へる語にてパリサイ人に  
 反し律法の精神を守るの意を表はせりとの説あれどもタルモット  
 書に依れば紀元前三世紀頃のサドクと云へる人に出づと云へりサド  
 カイ派も亦其反對派のバリサイ派の如く政教の兩性を帶たりサドカ  
 イ派の特質は一切の遺傳を否定するにありバリサイ派は成文の律法  
 の外に古よりの遺傳を加へ却て遺傳を以て律法の上に置くが如きの  
 弊あるを見てサドカイ派は一切遺傳を退けモーセの成文律は守るべ  
 きものなれども遺傳は決して守るべきものにあらずと主張す是れ兩  
 派の相敵視せる所以なりサドカイ派はバリサイ派の如く其數多から  
 ずといへども其人品に於ては一層優れるものゝ如しサドカイ派は天  
 使靈魂の不滅等を信せず現今の唯物説に似たり主イエスは『神は死し  
 者の神に非ず生る者の神なり』と云ひ給へるはサドカイ派の誤謬説に

對して云ひ給へる言なりき如何となれば彼等は肉体の死と共に靈魂  
 の虚無に歸するを主張すればなり復活を信せざるも亦之が爲なり、  
 エセチーヌ派の以上の二派に異なる所は其歴世的なるに在り後代の  
 山僧の如く世間より分離するを以て徳を養ふ最良の道と信じ沈思默  
 想及び肉慾を制するを以て精神を潔むるの方法となし婚姻を賤め財  
 産を共有しモーセの律法を嚴守すれどもバリサイ人の如く儀式を増  
 加せず就中嚴守するは安息日の律法なりとすこの派に入らんとする  
 には久しきが間嚴密なる試練を経るを要す即ちこの派の規則を嚴守  
 する契約をなし獨り外部の儀式のみならずこの派の精神即ち正義を  
 守り人と交はるに信實を以てし一方に於ては主治者に忠義を盡くし、  
 他方に於ては自己の權理を利用し質素の衣服を着け盜をなさず不正  
 の利を求めざる事等を誓言せざるべからず、

この派は万事皆神定のまゝに従へるを信ず寧ろ宿命説を取れりと云ふべし靈魂は不滅にして其最高の完全に達せんには肉体を脱却するに在りとなす而して罪人の永遠の刑罰をも亦信するものなり

第二十九章 教育ラビ及び學者

ヘブル人の教育制度に就きては吾人の知る所甚だ少なし彼等の間には吾人の今日有するが如き學校あるを見ず預言者の學校と稱せられたるものありしかども是は學校の名稱を冒し居れども今日の學校とは全く其性質を異にせり故に彼等には公衆の子女を教育せんが爲に設立したる學校なるものなしと云ふを得べし古來ユダヤ人は職業を重んじ幼少の時より其子女をして職業に従事せしめたり而して貴賤貧富の別なく子女にして一定の職業を營まざるはなしギテオンの如きサウルの如きダビデの如き皆幼少の時より一定の職業に従事したるは歴史の證明せる所なりき  
子女の爲に公共の教育上の設備を欠きたりしとは云へユダヤ人は全

く教育を無視したるものと云ふべからず、子女に道徳上の教育を施すの必要なるを感じたるは聖書中其例證極めて多し、特に箴言に記されたる言は間接に教育の必要を示せるものなり、「智慧ある者に之を開て學にす、み哲者は智略をうべし」(一〇五)「すなはち智慧なんぢの心にいり知識なんぢの靈魂に樂しからん」(二〇十)斯の如く智慧と知識を重んずるものにして、之を授くるの方法を設けざるの理あらんや、然らば其教育方法は如何なるものなりしぞ、是れ學校教育にあらずして家庭教育なりとす、即ちユダヤ人の子女は其父母を以て教師となせり、ソロモン王の左の言は彼その父に教育せられたるを證するに足れり、曰「父われを教へていへらく我が言を汝の心にこゝめわが誠命をまもれ、然らば生べし智慧をぬ聰明をぬよ、これを忘るゝなかれまた我が口の言に身をそむくるなかれ智慧をすつることなかれ彼なんぢを守らん彼を

愛せよ彼なんぢを保たん云々」(箴四〇四一六)「ダビデ王は戦争の爲に非常に繁激の生活を送りたりしにも拘はらず、彼は其子の教育を怠らざりき、彼ソロモンに謂て曰「我子ソロモンよ、汝の父の神を知り、完全心をもて喜び勇んで之に事へよ」(代上廿八〇九)「獨りダビデのみならず、凡ての父たるものは皆その子女を教育するの義務を感せざるはなし、何となれば是れモーゼの律法の中に明かに父たるものに命じたる所なればなり、曰「今日わが汝に命する是等の言は汝これを其心にあらしめ勤て汝の子等に教へ家に坐する時も路を歩む時も寝る時も興る時もこれを誦るべし」(申六〇六七)この言に依りて考ふるに父の其子女を教ゆるには一定の時に於てせるにあらず、職業を営みつゝ之を教へたるものと思はる、是れ一般の人々の行へる所なれども、其中には専ら教育を受け、また其時間の多分を教育に費せしものなきにあらず、祭司及び

レビの支派の人々は多く其時間を學問に費し、またシメオンの支派の人々も一般に教師の職を執り、この事傳へらる。

サムエルの教へたる預言者の學校は普通の智識を以て満足せずして更に特別に神の教の眞理を研究せんとする人々の爲に設られたるものにして學生の年齢には一定の制限なしとは雖も、子女の爲には非らずして寧ろ成人の爲に設けられたるものなり、この學校に在りしものすらも専ら學問に身を委ねたるにはあらず、傍其業を營めるものなりき。

後代に及んで學校の教師に類せるもの起れり、是れ恰も大學の教授に類せり、人民は之をラビと稱す、師と云ふ義なり、キリストも亦ラビと稱せられたり、教師は時として父と稱せられ、弟子は子と稱せられたり、パウロのガマリエルの足下にて長られたる事聖書に記載せられたり。

是れ彼の教育を受けたるを指せるものなり、ユダヤ人は前にも述べたる如く其子女に律法の智識を授くるに極めて熱心なるを以て、其好果若しく現はれ、ユダヤ人中に宗教上の職務儀式及び祖先の行爲に就て殆んど知らざるものなきの有様なりき、シヨセフス嘗て謂へるあり『吾國民に律法を質問するあらば自身の名を告るよりも尙速かに答ふるを得べし、何となれば人智開發の始めより律法を學び、遂に心に之を銘するに至るまで深く研究するに依れり』と

余は此にユダヤ人中の學者として尊敬せられたるラビなるものにつきて記述せん、キリスト在世の日に於て社會に最も重きを致せるものはラビなりき、ラビは衆人の尊敬を受くるを以て人々ラビの地位を羨望し、此名譽を得んことを欲するや切なり、而してラビはモーセ族長、預言者等と同一の地位にありて、同一の尊敬を受くべきものとせられたり、

ターガムと云へる書に依れば、イスラエルの各族長は皆學識あるラビにしてアブラハムの子イサクはセスの學校に教を受け、其子ヤコブはエベルの學校に入りて修學す、是故に神のラビを悦ぶや、恰も其前に焚きたる馨香の如しと而してユダヤ人は其父母よりもラビを親愛すべきものとなし、其心に謂らく兩親は現世に於てのみ我を助くるも、ラビの助は永遠無窮に亘る、又ラビは國王の上に位す、國王は惟ラビに頼て以て支配すとラビ若し人の家に入るあれば其家に福を來すとなし、之と偕に食するを以て幸運の大なるものとなせり、

ラビは斯の如く世に尊敬せらるゝにも拘はらず、更に名譽の高からんことを望んで足ることを知らず、スクナ書に曰「汝ラビの命令に従ふべし」と蓋しラビが命する所は如何なることたるを問はず、謹で之を守らざるべからずとの義なり、又曰「預言者奇跡を行ひ休徵を顯はさば汝其

命する所に従ふべし」と是れ預言者の命令には奇跡休徵あるにあらざれば従ふを要せずといへども、ラビの命令には奇跡休徵を待ずして従ふべしとの義なり、

ラビは高慢にして神を濫し人を侮る偽善者なりしとは雖ども、其權威を利用して私利を營まんとしたる事なかりき、大ラビヒレル云り「律法に由りて私利を營む者は必ず死すべし」と故に説教者、裁判人、教師及び他のラビは皆其給料を求めず、事ある時には實費を支辨せんが爲に甚だ少額の報酬を受けたるのみ、俚言に曰く「富裕のラビは貴ふべき所少なし」と、然らばラビは如何にして生活せしやと云ふに、自ら職業を營み、之に依りて生計を立てたること他の人民に異ならず、ラビにシユヒグと云へるものあり、其言に曰「人その子に職業を教へざれば之に盜を教ゆるに異ならず」と、故に有名なるラビと雖ども、自ら職業を營み、或は天

幕を作るあり或は靴を製するあり或は鍛冶職を營むものあり、  
 後代に及んでラビの尊稱は恰も大學の學位の如くに人々に授與せら  
 れ同時に權威の表號として倫をも授與せられたり、  
 新約聖書には學者と稱せられたるものありラビも亦學者なれども學  
 者と云へる名稱はラビよりも廣き範圍を有す從てラビ程の名譽ある  
 者にはあらずラビは即ち學者の中の最も貴きものなり學者とは其名  
 の如く學識に富み律法に通曉せる人なり彼等はレビ族の人々にして、  
 其職とする所は律法を謄寫するに在り彼等は律法に通曉せるを以て、  
 聖書中難解の部分は彼等自ら之を解釋し循て民の中に在て大なる勢  
 力を占有するに至れりユダヤ人に取つては今日に於ても尙學者は欠  
 くべからざるものにして印刷術の發明前に於けると同じく今日に於  
 てもユダヤ人は聖書を印刷に附することをなさず一々手つから謄寫

をなせり而して之が任に當るものは即ち學者なり謄寫するには注意  
 周到綿密を極む其原本を摸寫するには寸分の相違なからんことを求  
 めたとへ原本の文字には不体裁の點存することも之れを訂正すること  
 を爲さず其不体裁のまゝに摸寫し若し己が謄寫に誤謬あるを發見せ  
 ば必ず三十日以内に訂正し之を越ゆる時は訂正するを得ず若し三十  
 日以後に訂正せらるゝ時は無効の書として禁止せらるエホバの名を  
 謄寫し始むる時はたとへ王室内に入り來ることも筆を中途にして擱  
 くことをなさずまた其名を書き始むる時に筆を墨汁に浸し中途にて  
 之を浸すことをせず斯の如きは謄寫に關する規則にして學者は之を  
 嚴守するに注意す謄寫料として學者は正當の報酬を要求す而して律  
 法の貴きは其精神よりも寧ろ其謄寫の美なるに在り、



第三十章 時の區分

他國に於ける如くヘブル國に於ても時を日月年に區分すとは雖も其間に多少の相違なき能はず同じく一日と云ふも其始終する時間に相違あり例へば日本にては午後十二時より始まりて二十四時を経て同時刻に終はるもユダヤ人の一日は夕に始まりて夕に終はる(利廿三〇卅二)創世記一章には『夕あり朝あり』との言あり夕は前にありて朝は後にあり是れ一日は夕を以て始まるが爲なり而して一日を四分す『皆おの』がその處に立てこの日の四分の一をもてその神エホバの律法の書を誦み他の四分の一をもて懺悔をなしその神エホバを拜めり『厄九〇三』とは即ち是れなり後十二時間に區分す古には吾人の今日有するが如き時間を計算する時辰器なかりしも尙全く之を計算するの器械

なかりしにはあらず例は杯の底に極めて微細なる孔を穿ち之を水を容れたる器物に浮べ其沈むに至る時間を以て標準となしまた燈火を點するに依りて時間の経過を測定す其他にも尙方法なきにあらず此の時間を計算するには朝六時より始めて夕六時までとす故に彼の一時は我が午前六時にして彼の三時は我が午前九時なり午前午後の區別なきを以つて彼の九時は我午後三時なり夜は最初に三つに區分せらる即ち三更に區分せられたり一更は四時間なり然れどもキリストの時代には四更に區分せられたり、七日を一週となしたるは創世記二〇二に記されたる安息日の制度に基きたるものなり而して安息日は第七日なり即ち土曜日なりとす七日を一週とするの習慣は獨りユダヤ人中に見る所のものにはあらずして、ロマ、ギリシヤ、其他東洋諸國に於ても亦之を見ざるはなし是れ恐

らくは其紀元を安息日の制度に發せしものならん、  
 一年を十二ヶ月に區別するの點に於てはヘブルも他國民に異ならず  
 と雖ども陰曆に基きて區分せり、故に我日本の陰曆と同じく毎月同日  
 には月の形相同じきを見る、一ヶ月には廿九日の場合あり、また三十日  
 の場合あり、月の初には山上に在て新月の現はるゝを望み之を發見す  
 る時には喇叭を吹て之を報す、新月と満月とわれらの節會の日とにラ  
 ッパをふきならせ、詩八十一〇三とあるが如し、年は陽曆なるを以て、陰  
 曆の月にて計算せば一年は十二ヶ月餘とならざるを得ず、隨て第二  
 年若くは第三年目には閏月を設けざるを得ざるなり、然らずんば春の  
 節會は數年の後に冬の真中に變するに至るべし、  
 一年を吾人は春夏秋冬の四季に分つても、ユダヤ人は之を六季に分つ、一  
 季を二ヶ月となす、六季とは即ち種播の季、冬季、寒季、收穫季、夏季及び

熱季是なり、ユダヤの冬は極めて寒く、夏は極めて熱し、ユダヤ人の年を  
 計算するや極めて著しき事件の起りし時を以て始となすの風あり、即  
 ち初にはエジプトを出でたる時より計算し、次には神殿建築の時より  
 し、後にはバビロンの捕虜となりし時よりせり、今本章を終はるに臨ん  
 でユダヤ人の十二ヶ月の名稱を記載すべし、

- 一月ニサン
- 二月イザル(別名ジブ)
- 三月シツン
- 四月タムモズ
- 五月アブ
- 六月エル
- 七月チシユル(別名エメニム)
- 四月の新月に始まる
- 五月
- 六月
- 七月
- 八月の新月に始まる
- 九月
- 十月

八月がら マルチシユバン(別名ブル十一月)  
 九月がら キスレウ 十二月  
 十月がら テベテ 一月  
 十一月がら シユバツト 二月  
 十二月がら アダル 三月  
 閏月うるふしをばウエダルと名なつく、また第二だいにのアダルとも云いふ

猶なほ 太た 風かぜ 俗しやく 志し 終つひ

明治卅六年十月  
 明治卅六年十月十日發行

編纂者

東京府豊多摩郡澁谷村大字青山南町七丁目一番地

山田寅之助

發行者

東京市京橋區銀座四丁目三番地

堀田達治

印刷者

東京府豊多摩郡澁谷村大字青山南町七丁目二番地

米田長太郎

發行所

東京市京橋區銀座四丁目三番地

教文館

印刷所

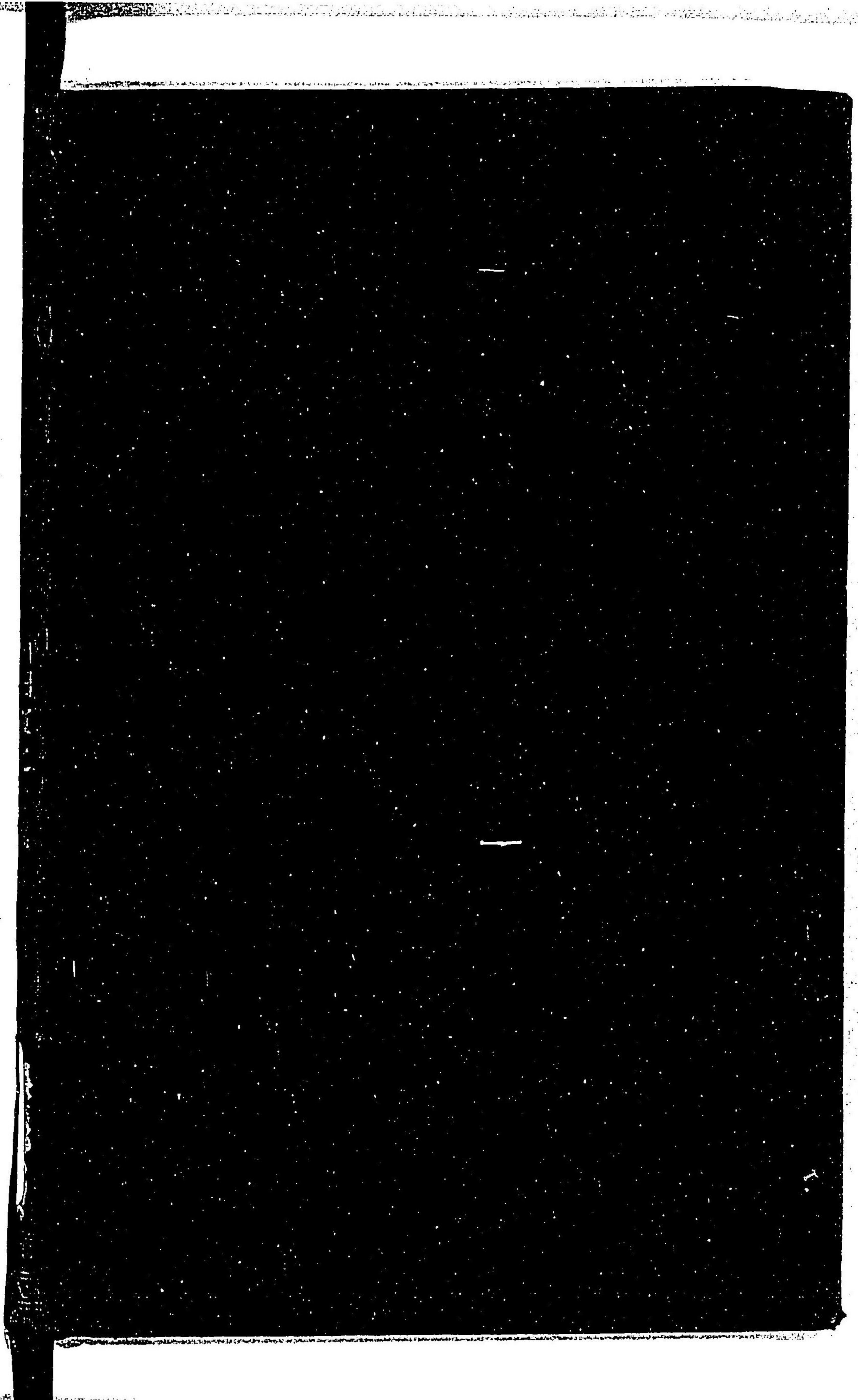
東京府豊多摩郡澁谷村大字青山南町七丁目一番地

青山學院實業部

96

338

96  
338



M

027412-000-5

96-338

猶太風俗志

山田 寅之助 / 編

M36

ADJ-0189

